

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本町は、旧立川町と旧余目町の2町が平成17年に合併して設置された、庄内地域では鶴岡市、酒田市に次ぐ第3のまちである。日本有数の穀倉地帯庄内平野の中央に位置し、管内には山形県の母なる川「最上川」が流れ、南に月山、北に鳥海山を望むことができる。

また、町内では JR 羽越本線及び陸羽西線が接続し人口2万2千人弱に5つの駅があるほか、山形県内陸部と日本海側を結ぶ国道47号が縦貫、今年3月には本町と酒田市を結ぶ地域高規格道路が開通するなど交通の要衝となっている。

本町の人口は、昭和55年以降減少が続いており、生産年齢人口もまた同様である。従来は就職や進学による転出が主な原因であったが、近年では自然減も加速度的に進行している。

本町の基幹産業は農業であるが、第2次産業や第3次産業の付加価値額の割合が大きい。しかしながら、ほぼ全てが中小企業・小規模事業者であり、いずれも労働集約型で労働生産性が低い現状にある。また、RESAS（地域経済分析システム）による地域経済循環の分析では設備投資の町外への流出が指摘されている。

こうした中、本町では、山形県や地元高校と連携し地元企業との交流会の開催による卒業生の地域定着、中小企業等人材育成事業による若手経営者・従業員の資質・技術向上、商工業振興支援事業による受注活動、商工業振興資金利子補給事業による設備投資や資金繰りなどの支援策を講じてきたが、引き続き町内事業所の抜本的な生産性の向上により人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が事業承継に意欲を持てる企業にするための取組を支援していくことは、喫緊の課題となっている。

(2) 目標

本町では、上記の課題を踏まえて生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）第37条第1項の規定に基づき導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内で最も設備投資が活発な自治体の1つとなり、また、非効率な生産性から脱却することで経済発展していくことを目指す。

これを実現するため、本町の導入促進基本計画の計画期間における同法第40条第4項に基づく先端設備等導入計画の認定の件数は、9件程度を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画の認定を受けた事業者の労働生産性（中小企業者の先端設備

等の導入の促進に関する指針（平成30年経済産業省告示第110号）に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本町の産業は、農林水産業、建設業、製造業、運輸業、小売業、サービス業等、多岐にわたり、多様な業種が本町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則（平成30年経済産業省令第33号）第1条第1項に規定する全ての先端設備等とする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

（1）対象地域

本町の産業は、中心市街地や工業団地だけではなく農村部や山間部まで広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、庄内町内全域とする。

（2）対象業種・事業

本町の産業は、農林水産業、建設業、製造業、運輸業、小売業、サービス業等、多岐にわたり、多様な業種が本町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

また、生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画の労働生産性に関する目標の達成に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

（1）導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から5年間とする。

（2）先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

- ① 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ② 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

- ③ 町税を滞納しているものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、納税の公平性の確保に配慮する。
- ④ 先端設備等導入計画の認定を受け、先端設備等を導入した事業者に対しては生産性向上の成果が賃上げや労働時間の短縮など、従業員の待遇改善につながるよう促し、働き方改革への取組に配慮する。

(備考)

用紙の大きさは日本工業規格 A 4 とする。